

専門特殊講義 I (知財戦略論)

【第1問】

次の文章が正しければ○を、間違いであれば×で答えよ。(40 : 2×20)

- (1) 【×】アイドル歌手が作った詩に、高名な作曲家が曲を付けて一曲の歌謡曲を完成させた場合、当該歌謡曲は、歌手と作曲家の共同著作物である。結合著作物(4条1項12号)
- (2) 【×】ギタリストがスタジオで録音を行った演奏が未公表である場合には、そのギタリストは当該演奏について公表権を有する。ギタリストは実演家で著作隣接権を有し公表権は含まれない(90条の2, 3)
- (3) 【×】給与計算ソフトを、違法に作成された物であることを知らずに購入して、企業内で使用する行為は、その後、そのソフトが違法複製物であることを知ったときは、使用することができない。経済活動の安定のためにも権限の範囲内で使用し続けることができる。(113条2項)
- (4) 【○】日本語で書かれた小説が、英語に翻訳された。これを不特定の者に対して有料で翻訳を朗読すると、翻訳家の口述権の侵害となるだけでなく、小説家の口述権の侵害ともなる。(28条)
- (5) 【×】歌手は、その歌唱によって著名となった曲を、他の歌手がカバーする場合には、補償金の支払を請求することができる。歌手は著作隣接権を有するが、歌詞や曲の権利を有さない
- (6) 【○】絵の鑑定書の裏面に、鑑定対象を特定するためにその絵の写真を鑑定書の大きさと掲載しても、公表された著作物の引用として許容され、複製権の侵害とはならない。(32条, 知財高裁221013)
- (7) 【○】購入者から買い取った中古の音楽CDを販売する行為は、その音楽の著作権者が、CDの中古販売をしないことを条件にその販売を許諾し、CDのパッケージにも中古販売を禁止する旨の文言が明記されていたとしても、譲渡権の侵害とはならない。(26条の2, 消尽規定)
- (8) 【×】作曲家甲は、自分の作曲による作品の著作権のすべてを乙に譲渡したとしても、甲自身が公開のステージで満員の聴衆を前にしてその音楽の著作物を演奏することに対して、乙から差止請求を受けることはない。(61条, 著作権者と著作者は異なる)
- (9) 【○】著作権者の許諾なく小さな店でBGMとしてCDの音楽を流す場合、正規に購入したCDであっても、CDの音楽の著作権者の有する演奏権の侵害となる。(22条)
- (10) 【×】著作者の同意を得ずに著作物が公表され、不特定の者に知られた場合には、公表権は消滅する。(18条1項括弧書)
- (11) 【×】美術館が、絵画の贋作を展示する行為は、美術館が贋作と知らなかった場合、その真正な絵画の著作権者の展示権の侵害となる。(25条展示権は原作品)
- (12) 【×】放送局が、オリンピック大会の競技結果をニュース番組で報道する場合、そのオリンピック大会の公認テーマ曲を当該番組の冒頭で流す行為について、そのテーマ曲の著作権者の許諾を得る必要はない。(10条2項, 曲の使用は報道ではない)
- (13) 【○】歌手は、自己の歌唱が録音されているCDが発売される場合、そのCDに自己の氏名を表示する権利を有する。(90条の2)
- (14) 【○】美術館が、個人コレクターの家から盗まれた絵画を、盗品であることを知らずに窃盗団から借りて展示をする行為は、当該絵画の著作権者の展示権の侵害となる。(25条)
- (15) 【○】彫像の頭部を表情の異なるものと取り替えることは、著作者人格権の侵害となる。(20条)
- (16) 【×】甲は、購入した音楽CDをCD-Rに複製し、そのCD-Rを友人である乙に譲渡した。甲による複製は、私的使用のための複製に該当しないため、音楽著作物の複製権を侵害し、CD-Rの乙への譲渡は、その譲渡権を侵害する。(26条の2, 30条)
- (17) 【×】実演が公表されていない場合、当該実演が録画されたDVDを、実演家に無断で公衆に譲渡する行為は、実演家の公表権の侵害となる。(90条の2, 3) 問(2)
- (18) 【○】インターネット・オークションで、自己の所有する版画を販売するために、その版画の著作権者の許諾を得ることなく、デジタルカメラでその版画を撮影し、オークション・サイトに掲載する行為は、著作権侵害とならない。(47条の2)

- (19) 【×】私的に設置した監視カメラの映像が殺人事件の様子を写しており、その様子がテレビで放映された場合、この映像は著作物で著作権はカメラを設置した私にある。(2条1号)
- (20) 【×】ヒット曲を自分たちで演奏できるようにアレンジして、文化祭で演奏する場合、演奏会の入場料が無料であれば著作権侵害とならない。(20条, 38条は著作物の利用のみ)

【第2問】

次の各質問に対して、後記参考用語の記号で埋めよ。(15 : 1×15)

1 「江差追分事件」における裁判所の判断である。

著作物の「翻案」が、既存の著作物に (①依拠イ) し、かつ、その表現上の (②本質的な特徴エ) の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を (③直接感得力) することのできる別の著作物を創作する行為をいう。

2 「勝沼ワイナリー看板事件」において、裁判所が著作権法上保護されるに足りる創作性があるということとはできない、としてあげている根拠となる理由である。

- ・ 看板に文字、矢印及び距離、図形の表示は、(④一般的オ)
- ・ 文字のバランスに工夫があるとしても、(⑤ありふれたものケ)
- ・ 書体の形態は情報伝達機能を発揮するため (⑥必然的キ)
- ・ 濃い青色と白色と黄色を採用は、(⑤ありふれたものケ)
- ・ 文字と図柄の (⑦単純な組合せア)

3 「どこまでも行こう事件」における裁判所の判断である。

「編曲」とは「原曲」に (⑧依拠イ) し、かつ、その表現上の (⑨本質的な特徴エ) の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の表現上の本質的な特徴を (⑩直接感得力) することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう。

4 「Shall we ダンス?事件」における裁判所の判断である。

社交ダンスが、原則として、基本ステップ等の既存のステップを自由に組み合わせて踊られるものであり、基本ステップ等の既存のステップはごく短いものであり、かつ、社交ダンスで一般的に用いられるごく (⑪ありふれたものケ) であるから、これらに著作物性は認められない。著作物性の認められない振り付けや、著作物性が認められない振り付けの一部分の組合せや配列によって、独創性が認められるほどの (⑫顕著な特徴ク) を有することになるということも困難である。

5 「ワン・レイニー・ナイト・イン・トーキョー事件」における裁判所の判断である。

著作物の複製とは、既存の著作物に (⑬依拠イ) し、その内容及び形式を覚知させるに足りるものを (⑭再製ウ) することをいうと解すべきである。既存の著作物と (⑮同一性コ) のある作品が作成されても、それが既存の著作物に (⑯依拠イ) して再製されたものでないときは、その複製をしたことにはあらず、著作権侵害の問題を生ずる余地はない。

【用語】 (ア) 単純な組合せ (イ) 依拠 (ウ) 再製 (エ) 本質的な特徴 (オ) 一般的 (カ) 直接感得 (キ) 必然的 (ク) 顕著な特徴 (ケ) ありふれたもの (コ) 同一性 <重複利用あり>

【第3問】

1歳の子供がカメラで遊んでいて、^{たまたま} 偶々自分の写真が撮れた場合、その写真は著作物といえるかどうか、著作物の定義を踏まえ検討せよ。(10)

著作物とは「思想又は感情を創作的に表現したもの」である。

(案1) 著作物としない場合

著作物といえるためには、著作物を創作する者の「思想又は感情」が何らかの形で表現されていることを要し、機械的な手段でのみ作られたものは著作権法でいう著作物に該当しないと考える。偶々、著作物と同視し得る写真が完成しても、そこに作者の意志が表出されていなければ著作物に該当しないと考える。

(案2) 著作物とする場合

1歳の子供の考えを言葉で表現することは困難であるが、すべて否定することは妥当ではない。なぜなら、1歳の子供となれば、言葉はほとんど話せないが、喜怒哀楽を表現することができ、動物と異なり笑うという感情表現も見ることができるからである。感情を持っているといえる子供が撮った写真を著作物ということも十分可能である。

【第4問】

以下の問に答えよ。(35 : 7×5)

(1) 「交通安全スローガン事件」において、裁判所は「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」は著作物性を有していると判断したが、その根拠は何か。

著作物であるためには、作成者の何らかの個性が表現されたものであることが必要であり「ボク安心」の表現には、スローガンの個性が十分発揮されており著作物性を有する。

(2) 「菓子おまけフィギュア事件」(大阪高裁 170728) で裁判所は、動物フィギュアは著作物に該当しないと解し、妖怪フィギュアは著作物に該当すると判断したが、その理由を述べよ。

動物は、現実に存在し図鑑に見られる一般的な形態で、制作者の個性が強く表出されているということではできず、その創作性はさほど高くない。一方、妖怪は、その存在を客観的に認識できないものであるから、作者の創作によるところが大きく、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性を具備している。

(3) 観音像仏頭部挿げ替え事件において、知財高裁は、仏頭部を原観音像制作当時の仏頭部に回復する措置は、適当な措置等とはいえない、として原状回復措置を命じなかったのはなぜか。

現状に回復しても、檀家との関係でお寺は仏像をそのまま安置することはできず、著作権侵害とされない方法として、元に戻した仏像を潰すこととなるから、原状回復措置を命じなかった。

(4) 廃墟写真事件で、同じ廃墟を被写体として撮影した両者の写真には、類似点が多くあるにも係らず、裁判所が著作権侵害ではないと判断した理由は何か。

被写体である廃墟は、既存の建築物でだれでもが自由に撮影できるものであり、被写体の選択に法的保護は認められず、同じ被写体であるから類似点が多くても独自の創作といえ権利侵害とはできない。

(5) デザイン書体ゴナ事件で最高裁判所は、書体自体が美術鑑賞の対象となる場合は別として、印刷用書体一般の著作物性を否定したが、その理由は何か。

書体は、言語の表現手段又は情報伝達手段として欠くことができないものであり、書体自体を著作物とすると、フォントの利用に常に許諾が必要となり、改良もできなくなるばかりでなく、わずかな差異で無数の権利が存在することとなり、権利関係が複雑になり混乱を招くことは、文化の発展に寄与するという著作権制度の目的に反することとなる。

以上

疑問や不明な点があれば、そのままにせず尋ねましょう。